

障がい程度別該当サービス等一覧

○印であっても、個々の状況により対象外となる場合があります。
 △印は、一部対象となります。また、この一覧はあくまで目安です。
 詳細は、役場健康福祉課までお問い合わせください。

		医療費の給付				住宅・用具		家庭介護・在宅支援					外出と社会参加						
		重度心身障害者医療費助成	自立支援医療			日常生活用具の給付	補装具の給付	重度障害者居宅改善整備	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	生活サポート事業	寝具洗濯乾燥消毒サービス	コミュニケーション支援事業	福祉タクシーの助成	自動車等燃料費補助制度	運転免許取得費用の助成	自動車改造費用の助成	駐車禁止除外指定
			育成医療	更生医療	精神通院医療														
身体障害者手帳	視覚障がい	1級	○	○	○		△	○		○	○			○	○	○	○	○	
		2級	○	○	○		△	○		○	○			○	○	○	○	○	
		3級	○	○	○		△	○		○	○					○	○	○	
		4級		○	○		△	○		○	○					○	○	△	
		5級		○	○		△	○		○	○					○	○		
		6級		○	○		△	○		○	○					○	○		
	聴覚・平衡機能障がい	2級	○	○	○		△	○		○	○			○	○	○	○	○	
		3級	○	○	○		△	○		○	○			○		○	○	○	
		4級		○	○		△	○		○	○			○		○	○		
		5級		○	○		△	○		○	○			○		○	○		
		6級		○	○		△	○		○	○			○		○	○		
	音声・言語機能障がい	3級	○	○	○		△	○		○	○					○	○	○	
		4級		○	○		△	○		○	○					○	○		
	肢体不自由	1級	○	○	○		△	○	△	○	○	△	○	△		○	○	○	
		2級	○	○	○		△	○	△	○	○				○	○	○	○	
		3級	○	○	○		△	○		○	○					○	○	△	
		4級	※	○	○		△	○		○	○					○	○	△	
		5級		○	○		△	○		○	○					○	○		
		6級		○	○		△	○		○	○					○	○		
	内部障がい	1級	○	○	○		△	○		○	○				○	○	○	○	
		2級	○	○	○		△	○		○	○				○	○	○	○	
		3級	○	○	○		△	○		○	○					○	○		
		4級		○	○		△	○		○	○					○	○		
	療育手帳	最重度	○A	○			△			○	○				○	○	○	○	
重度		A	○			△			○	○				○	○	○	○		
中度		B	○						○	○					○	○			
軽度		C							○	○					○	○			
精神障害者保健福祉手帳	1級	※			○				○	○				○	○	○	○		
	2級	※			○				○	○				○	○	○	○		
	3級				○				○	○					○	○			
所得に応じた自己負担有○無×		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×		
所得制限の有○無×		×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×		
備考		※65歳以上で後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方				18歳未満の方	18歳以上の方	日常生活用具によって対象者が異なるため、ご相談ください	介護保険に該当する方は、原則介護保険が優先されます。	下肢・体幹機能障がいのある方	屋外での移動が困難な障がいのある方	日帰りの短期入所者が対象	家庭において日常生活することが困難な重度心身障がい者	料金設定は事業所ごとに異なります。	日常生活に支障がある重度心身障がい者	限度額10万円	限度額10万円	障がい種別により対象が異なります。詳細は、西入間警察署にお問い合わせください。	

		手当・年金等						自立支援給付	税・公共料金等の割引							
		(基礎・更生) 障害年金	在宅重度心身障害者 手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	心身障害者扶養共済 制度	障害者自立支援法による サービス	有料道路の割引	NHK受信料の減免	所得税、住民税 の優遇	自動車税(軽自動車税)・自 動車取得税の減免	鉄道・バスの割引	タクシー運賃の割引	NTT番号案内の 料金減免	携帯電話料金
身体障害者手帳	視覚障がい	1級	○	○		○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
		2級	○	○		△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
		3級		○			○	○	○	△	○	○	○	○	○	
		4級						○	○	△	○	※	○	○	○	
		5級						○	○	△	○	※	○	○	○	
		6級						○	○	△	○	※	○	○	○	
	聴覚・平衡 機能障がい	2級	○	○		△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
		3級	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	○	
		4級						○	○	△	○	※	○	○	○	
		5級						○	○	△	○	※	○	○	○	
		6級						○	○	△	○	※	○	○	○	
		音声・言語 機能障がい	3級		○			○	○	○	△	○	※	○	○	○
	4級			△				○	○	△	○	※	○	○	○	
	1級		○	○	△		○	○	○	△	○	○	○	○	△	
	2級		○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	
	肢体不自由	3級		○			○	○	○	△	○	※	○	○	○	
		4級		△				○	○	△	○	※	○	○	○	
		5級						○	○	△	○	※	○	○	○	
		6級						○	○	△	○	※	○	○	○	
		1級	○	○	△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
2級		○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	○		
内部障がい	3級		○			○	○	○	△	○	○	○	○	○		
	4級						○	○	△	○	※	○	○	○		
	1級	○	○	△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○		
	2級	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	○		
療育手帳	最重度	○A	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○		
	重度	A	○	○		○	○	○	△	○	○	○	○	○		
	中度	B		○		○	○	○	△	○	※	○	○	○		
	軽度	C				○	○	○	△	○	※	○	○	○		
精神障害者 保健福祉手帳	1級	○	○	△	△	○	○	○	△	○	○			○		
	2級		○			○	○	○	△	○	※			○		
	3級					△	○	○	△	○	※			○		
所得に応じた自己負担有○無×		×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	△	○	○	×	×
所得制限の有○無×		△	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備考		<p>※携帯電話会社にお問い合わせください。</p> <p>あらかじめ登録した電話番号と暗証番号が必要になります。</p> <p>手帳の提示により、運賃が1割引になります。</p> <p>事業所により適用条件がことなり合います。詳細は、各事業所にお問い合わせください。</p> <p>※軽自動車税の減免は、障害の程度にかかわらず、各手帳をお持ちの方全員が対象です。</p> <p>確定申告の際、手帳の提示が必要です。</p> <p>全額・半額免除があり、免除の種類によって適用条件が異なる。</p> <p>割引を受ける場合には、役場で事前に登録手続きが必要</p> <p>ホームヘルプサービス派遣、ショートステイ、デイサービス等、介護保険の優先適用があります。</p> <p>20歳未満の在宅で生活する重度障がい児の方への手当。</p> <p>日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方(医師の意見書により判断)</p> <p>20歳未満の障がい児を養育している保護者への手当。</p> <p>特別障害者手当・特別障害児福祉手当の重複受給不可</p> <p>精神障がい等その他同程度の障がいのある方</p>														